

## 新開発食品調査部会設置・運営規程

平成21年10月7日

消費者委員会決定

## (総則)

第1条 消費者委員会令(平成21年政令第216号)第1条第1項の規定に基づき設置する新開発食品調査部会の設置及び所掌事務、会議並びに議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。

## (部会の設置)

第2条 委員会に新開発食品調査部会(以下「部会」という。)を置く。

## (所掌)

第3条 部会は、健康増進法の規定に基づき、販売に供する食品につき、内閣総理大臣が、特別の用途に適する旨の表示をしようとする者に当該表示の許可を行うとき、及び当該許可に係る食品について、新たな科学的知見が生じたときその他必要があると認めるときに、内閣総理大臣の求めを受けて調査審議する。

## (調査会の設置)

第4条 部会長は、必要に応じて、委員会の同意を得て当該部会に調査会を置くことができる。

- 2 調査会は、部会が行う審議に関し、必要な専門的事項を調査する。
- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、当該調査会の事務を掌理する。
- 5 座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

## (議事録)

第5条 部会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

- 2 前項の規定は、調査会の議事について準用する。

(審議の公開)

- 第6条 部会の開催予定に関する日時、開催場所等については、公開する。
- 2 部会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の部会長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。
  - 3 前項の規定により部会長が会議を非公開とすることを認めた場合は、部会はその理由を公表する。
  - 4 会議の議事録については、第2項の規定により部会長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。
  - 5 第2項の規定により部会長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

(会議)

- 第7条 部会長(部会長に事故のあるときはその職務を代理する者)は、部会の会議を招集し、その議長となる。
- 2 部会に属さない委員は、部会に出席して発言することができる。
  - 3 部会長は、必要により、部会に属さない臨時委員又は専門委員を部会に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。
  - 4 部会長は、必要により、当該審議事項に関して識見を有する者を部会に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。
  - 5 部会の調査審議において、特別の用途に適する旨の表示の許可の申請をした者(以下「申請者」という。)の依頼等により申請資料等の作成に協力した委員、臨時委員及び専門委員は、当該申請に係る調査審議に加わることができない。ただし、部会長が特に必要と認めた場合には、意見を述べるることができる。
  - 6 前項の調査審議において、申請者からの依頼等によらずに作成された資料等であって提出資料等として利用されたものの作成に協力した委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が特に必要と認めた場合を除き、当該資料について意見を述べることはできない。
  - 7 前2項に規定する場合のほか、審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係(例えば、委員、臨時委員及び専門委員が、申請資料等の作成に協力した者には該当しないが、資料作成に関係していた場合、当該申請者から研究費を受けている場合、当該申請者の役員等に就任していた、又は就任している場合)を有する委員、臨時委員及び専門委員は、当該調査審議に加わることができない。ただし、部会長が特に必要と認めた場合には、意見を述べるることができる。

(部会の議決)

- 第8条 部会の議決については、委員長の同意を得て、委員会の議決とすることができる。
- 2 前項の規定により、部会の議決が委員会の議決とされたときは、部会長

は、すみやかにその決定事項を委員会に報告しなければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(準用)

第10条 第6条各項、第7条各項及び前条の規定は、調査会の調査について準用する。この場合において、これらの規定中「部会」とあるのは「調査会」と、「部会長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成21年10月7日から施行する。

平成 21 年 10 月 26 日

## 新開発食品調査部会における調査会の設置について

消費者委員会

新開発食品調査部会長 田 島 眞

新開発食品調査部会において、特別の用途に適する旨の表示（以下、「特別用途表示」という。）の許可に関する調査審議を行うにあたり、専門的事項の調査審議を行うため、下記のとおり、調査会を設置する。

### 記

#### 1. 設置する調査会の名称

- (1) 新開発食品評価第一調査会
- (2) 新開発食品評価第二調査会

#### 2. 設置の理由

新開発食品調査部会が、同部会設置・運営規程第 3 条に基づき調査審議する場合において、必要な専門的事項の調査を行うため、同部会に調査会を設置する。

なお、調査会が行う特別用途表示の許可に関する調査審議については、申請が多数あり、内容も多岐にわたることから、効率的な調査審議を行うために、担当する評価分野の異なる 2 つの調査会を設けるものとする。

#### 3. 調査会の所掌

##### (1) 新開発食品評価第一調査会

特別用途表示の許可に関する調査審議のうち、腎・血圧、代謝、内分泌に関する事項について審議する。

##### (2) 新開発食品評価第二調査会

特別用途表示の表示許可に関する調査審議のうち、消化吸収、免疫、その他新開発食品評価第一調査会の調査審議事項以外の事項について審議する。

## 消費者委員会 新開発食品調査部会 委員名簿

(部会長)	田 島 眞	実践女子大学生生活科学部教授・学長
(部会長代理)	川 戸 恵 子	ジャーナリスト
	石 綿 肇	聖徳大学兼任講師
	大 野 泰 雄	国立医薬品食品衛生研究所 名誉所長
	久 代 登 志 男	日本大学医学部教授
	栗 山 真 理 子	特定非営利活動法人アレルギー児を支える全国ネット「アラジーポット」専務理事
	古 野 純 典	独立行政法人国立健康・栄養研究所理事長
	清 水 誠	東京大学大学院農学生命科学研究科 食の安全研究センター 特任教授
	手 島 玲 子	国立医薬品食品衛生研究所 食品部部長
	寺 本 民 生	帝京大学臨床研究センター センター長
	戸 部 依 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会食生活特別委員会委員長
	中 村 丁 次	神奈川県立保健福祉大学学長
	山 田 和 彦	女子栄養大学栄養学部教授
	山 崎 壮	実践女子大学生生活科学部教授

以上14名

※平成25年3月31日付けで、徳留信寛氏(独立行政法人国立健康・栄養研究所理事長)が退任

※平成25年4月25日付で、古野純典委員が任命。

消費者委員会 新開発食品調査部会 新開発食品評価第一調査会  
委員名簿

(座長)	寺 本 民 生	帝京大学臨床研究センター センター長
(座長代理)	久 代 登 志 男	日本大学医学部教授
	井 上 郁 夫	埼玉医科大学医学部内科学内分泌・糖尿病内科部門准教授
	岩 崎 学	成蹊大学理工学部教授
	梅 垣 敬 三	独立行政法人国立健康・栄養研究所 情報センター長
	川 島 由 起 子	聖マリアンナ医科大学病院栄養部部長
	合 田 敏 尚	静岡県立大学食品栄養科学部教授
	志 村 二 三 夫	十文字学園女子大学人間生活学部教授
	森 川 馨	帝京大学薬学部教授

以上9名

消費者委員会 新開発食品調査部会 新開発食品評価第二調査会  
委員名簿

(座長)	山 田 和 彦	女子栄養大学栄養学部教授
(座長代理)	清 水 誠	東京大学大学院農学生命科学研究科 食の安全研究センター 特任教授
	飯 野 久 和	昭和女子大学大学院生活機構研究科教授
	石 見 佳 子	独立行政法人国立健康・栄養研究所 食品保健機能研究部長
	岩 崎 学	成蹊大学理工学部教授
	門 脇 弘 子	国際医療福祉大学臨床医学研究センター教授
	木 内 文 之	慶應義塾大学薬学部教授
	真 田 宏 夫	千葉大学名誉教授
	鈴 木 和 春	東京農業大学応用生物科学部栄養科学科教授
	花 田 信 弘	鶴見大学歯学部教授
	森 田 英 利	麻布大学獣医学部教授
	和 田 政 裕	城西大学薬学部教授
	渡 邊 敏 明	兵庫県立大学環境人間学部長

以上13名

## 新開発食品調査部会会議事一覧

## 【新開発食品調査部会】

第10回 平成24年9月28日(金)

1. 新開発食品調査部会議事録公表基準について
2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議
3. 特定保健用食品の表示許可品目に係る報告

第11回 平成24年12月19日(水)

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議
2. 特定保健用食品の表示許可品目に係る報告

第12回 平成25年3月25日(月)

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議
2. 特定保健用食品の表示許可品目に係る報告

第13回 平成25年6月28日(金)

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議
2. 特定保健用食品の表示許可品目に係る報告

第14回 平成25年8月26日(月)

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議
2. 特定保健用食品の表示許可品目に係る報告

## 【新開発食品評価第一調査会】

第11回 平成24年11月19日(月)

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

第12回 平成25年2月25日(月)

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

第13回 平成25年5月22日(水)

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

第 14 回 平成 25 年 8 月 9 日（金）

- 1．特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

【新開発食品評価第二調査会】

第 9 回 平成 24 年 11 月 16 日（金）

- 1．食品健康影響評価に係る指摘事項に関する確認について
- 2．特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

第 10 回 平成 25 年 2 月 22 日（金）

- 1．特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

第 11 回 平成 25 年 8 月 8 日（木）

- 1．特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

## 食品表示部会設置・運営規程

平成21年12月1日

消費者委員会決定

## (総則)

第1条 消費者委員会令(平成21年政令第216号)第1条第1項の規定に基づき設置する食品表示部会の設置及び所掌事務、会議並びに議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。

## (部会の設置)

第2条 委員会に食品表示部会(以下「部会」という。)を置く。

## (所掌)

第3条 部会は、以下の事項について、調査審議する。

- 一 食品衛生法に基づき、内閣総理大臣が、販売の用に供する食品、添加物、容器包装等の表示の基準を定める際に、意見を述べること。
- 二 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づき、内閣総理大臣が、飲食物品の品質の表示の基準を定めようとするときに、意見を述べること。
- 三 その他食品の表示に関すること。

## (調査会の設置)

第4条 部会長は、必要に応じて、委員会の同意を得て当該部会に調査会を置くことができる。

- 2 調査会は、部会が行う審議に関し、必要な専門的事項を調査する。
- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、当該調査会の事務を掌理する。
- 5 座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

## (議事録)

第5条 部会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

(審議の公開)

第6条 部会の開催予定に関する日時、開催場所等については、公開する。

2 部会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の部会長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。

3 前項の規定により部会長が会議を非公開とすることを認めた場合は、部会はその理由を公表する。

4 会議の議事録については、第2項の規定により部会長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。

5 第2項の規定により部会長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

(会議)

第7条 部会長(部会長に事故のあるときはその職務を代理する者)は、部会の会議を招集し、その議長となる。

2 部会に属さない委員は、部会に出席して発言することができる。

3 部会長は、必要により、部会に属さない臨時委員又は専門委員を部会に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。

4 部会長は、必要により、当該審議事項に関して識見を有する者を部会に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。

(部会の議決)

第8条 部会の議決については、委員長の同意を得て、委員会の議決とすることができる。

2 前項の規定により、部会の議決が委員会の議決とされたときは、部会長は、すみやかにその決定事項を委員会に報告しなければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(準用)

第10条 第5条、第6条各項、第7条各項及び前条の規定は、調査会の調査について準用する。この場合において、これらの規定中「部会」とあるのは「調査会」と、「部会長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

## 消費者委員会食品表示部会委員名簿

平成25年4月1日現在

(部会長)	田島 眞 <small>たじま まこと</small>	実践女子大学生生活科学部教授・学長
(部会長代理)	夏目 智子 <small>なつめ さとこ</small>	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
	川戸 恵子 <small>かわど けいこ</small>	ジャーナリスト
	青柳 和夫 <small>あおやぎ かずお</small>	株式会社 セブン&アイホールディングス法務部 FT委員会
	阿久澤 良造 <small>あくざわ りょうぞう</small>	日本獣医生命科学大学 応用生命科学部長
	海老澤 元宏 <small>えびさわ もとひろ</small>	国立病院機構相模原病院 臨床研究センター アレルギー性疾患研究部長
	鬼武 一夫 <small>おにたけ かずお</small>	日本生活協同組合連合会 品質保証本部 安全政策推進室長
	春日 雅人 <small>かすが まさと</small>	独立行政法人 国立国際医療研究センター 総長
	栗山 真理子 <small>くりやま まりこ</small>	特定非営利活動法人 アレルギー児を支える全国ネット「アラジーポット」専務理事
	迫 和子 <small>さこ かずこ</small>	公益社団法人日本栄養士会 専務理事
	澁谷 いづみ <small>しぶや いづみ</small>	愛知県豊川保健所長
	立石 幸一 <small>たていし こういち</small>	JA全農 食品品質・表示管理部長
	手島 玲子 <small>てしま れいこ</small>	国立医薬品食品衛生研究所 食品部 部長
	中下 裕子 <small>なかした ゆうこ</small>	弁護士
	森 修三 <small>もり しゅうぞう</small>	財団法人食品産業センター 企画調査部 次長
	森 康益 <small>もり やすよし</small>	株式会社ニチレイ 執行役員 品質保証部長
	山浦 康明 <small>やまうら やすあき</small>	特定非営利活動法人 日本消費者連盟 共同代表運営委員
	山根 香織 <small>やまね かおり</small>	主婦連合会会長

以上18名

平成24年7月19日付けで、宗林さおり氏(独立行政法人 国民生活センター商品テスト部長)が退任

平成24年8月9日付けで、阿南久氏(全国消費者団体連絡会事務局長)が退任

## 食品表示部会議事一覧

## 第20回 平成24年11月29日(木)

1. 栄養表示基準の見直しについて
2. 玄米及び精米品質表示基準の見直しについて

## 第21回 平成25年1月23日(水)

1. 栄養表示基準の見直しについて

## 第22回 平成25年4月26日(金)

1. 栄養表示基準の見直しについて
2. 玄米及び精米品質表示基準の見直しについて
3. 食品表示一元化に関する報告について(報告事項)

## 第23回 平成25年5月30日(木)

1. アレルギー表示の見直しについて

## 第24回 平成25年6月25日(火)

1. 栄養表示基準の見直しについて

## 第25回 平成25年8月27日(火)

1. アレルギー表示の見直しについて
2. 玄米及び精米品質表示基準の見直しについて

次期消費者委員会への要望

平成 25 年 8 月 27 日  
食 品 表 示 部 会

食品表示法が、本年 6 月に成立・公布されたことを受けて、新たな表示基準の策定等にあたっては、消費者庁の諮問を受けて、下記のとおり、十分な調査・審議をしていただきたい。

記

- 1 . 調査・審議にあたっては、必要に応じて、食品表示部会の下に調査会または調査会に準ずる審議の場を設置すること。
- 2 . 今後の検討課題になっている食品表示の問題については、消費者庁との連携の下、可能なものから、速やかに調査・審議を進めていくこと。

以上

## 消費者委員会 消費者安全専門調査会 設置・運営規程

平成21年10月26日  
平成24年3月27日改定  
消費者委員会決定

## (総則)

第1条 消費者委員会(以下、「委員会」という。)の消費者安全専門調査会の設置、所掌事務、議事録の作成及び会議等については、この規程の定めるところによる。

## (専門調査会の設置)

第2条 委員会に消費者安全専門調査会(以下「専門調査会」という。)を置く。

- 2 専門調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 3 専門調査会には座長を置き、専門調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、専門調査会の事務を掌理する。
- 4 座長に事故があるときは、専門調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

## (専門調査会の所掌)

第3条 専門調査会は、委員会の事務に関連する事項のうち、委員会の求めに応じて、消費者安全に関する重要事項について調査審議する。

## (調査会の設置)

第4条 座長は、必要に応じて、委員会の同意を得て専門調査会に調査会を置くことができる。

- 2 調査会は、専門調査会が行う調査審議に関し、必要な専門的事項を調査審議し又は検討する。
- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、当該調査会の事務を掌理する。
- 5 調査会の座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

## (議事録の作成)

第5条 専門調査会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した構成員の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

( 審議の公開 )

第6条 専門調査会の開催予定に関する日時・開催場所等については、公開する。

- 2 専門調査会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。
- 3 前項の規定により座長が会議を非公開とすることを認めた場合は、専門調査会はその理由を公表する。
- 4 会議の議事録については、第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。
- 5 第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

( 専門調査会の会議 )

- 第7条 座長( 座長に事故があるときはその職務を代理する者 以下同じ。 ) は、専門調査会の会議を招集し、その議長となる。
- 2 専門調査会に属さない委員は、あらかじめ座長に届け出ることにより、専門調査会に出席することができる。

( 雑則 )

第8条 この規程に定めるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

( 準用 )

第9条 第5条、第7条各項及び前条の規定は、調査会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門調査会」とあるのは「調査会」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成21年10月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

## 新旧対照表

改正後	現 行
- 略 -	- 略 -
<p>( 専門調査会の所掌 )</p> <p>第 3 条 専門調査会は、委員会の事務に関連する事項のうち、委員会の求めに応じて、消費者安全に関する重要事項について調査審議する。</p>	<p>( 専門調査会の所掌 )</p> <p>第 3 条 専門調査会は、以下に掲げる委員会の事務に関連する事項について、委員会の求めに応じて、調査審議する。</p> <p>( 1 )消費生活用製品安全法第 3 5 条第 1 項の規定に基づき報告のあった重大製品事故に係る公表において製品起因か否かが特定できない事故及び製品起因による事故ではないと考えられる案件について、消費者庁長官からの依頼を受け製品起因による事故か否かを調査審議すること。</p> <p>( 2 )そのほか消費者安全に関する重要事項について調査審議すること。</p>
- 略 -	- 略 -

## 消費者委員会 消費者安全専門調査会 委員名簿

平成25年4月1日現在

	氏 名	所 属
(座長)	1 まつ おか たけし 松 岡 猛	宇 都 宮 大 学 大 学 院 工 学 研 究 科 機 械 知 能 工 学 専 攻 客 員 教 授
(座長代理)	2 なか がわ たけ ひさ 中 川 丈 久	神 戸 大 学 大 学 院 法 学 研 究 科 教 授
	3 うち ぼり のぶ たけ 内 堀 伸 健	日 本 生 活 協 同 組 合 連 合 会 会 長 執 行 役 員 品 質 保 証 本 部
	4 かた やま と し こ 片 山 登 志 子	特 定 非 営 利 活 動 法 人 事 消 費 者 ネ ッ ト 関 西 専 務 理 事
	5 さ い と う の り みち 齋 藤 憲 道	同 志 社 大 学 法 学 部 教 授
	6 さ の ま り こ 佐 野 真 理 子	主 婦 連 合 会 事 務 局 長
	7 さ たけ なる こ 佐 竹 愛 子	公 益 社 団 法 人 日 本 消 費 生 活 ア ド バ イ ザ ー ・ コ ン サ ル タ ン ト 協 会 会 長 消 費 者 相 談 室 副 室 長
	8 た さわ と み え 田 澤 と み 恵	社 団 法 人 全 国 消 費 生 活 相 談 員 協 会 参 与
	9 つる おか けん いち 鶴 岡 憲 一	元 読 売 新 聞 東 京 本 社 編 集 委 員
	10 なか し ま よ う すけ 中 嶋 洋 介	社 団 法 人 品 質 と 安 全 文 化 フ ォ ー ラ ム 代 表 理 事
	11 なか む ら あ き こ 中 村 晶 子	弁 護 士
	12 なか む ら ひ と し 中 村 均	T O T O 株 式 会 社 顧 問
	13 よ こ や ま り 横 矢 真 理 子	特 定 非 営 利 活 動 法 人 会 長 子 ど も の 危 険 回 避 研 究 所 長

以上13名

なお、消費者委員会の小幡純子委員、夏目智子委員、村井利彰委員が、消費者安全専門調査会の担当委員として、調査審議に参画する。

平成25年5月から8月まで、澁谷いづみ(豊川保健所長)、戸部依子(公益社団法人日本消費者生活アドバイザー・コンサルタント協会 食生活特別委員会委員長)が臨時委員として参画した。

## 消費者安全専門調査会 審議経過

開催回	開催日時	議題
第 17 回	平成 24 年 9 月 18 日(火) 13:00~15:00	前回までの議論の整理 消費者への注意喚起情報伝達に係る現状と課題について ヒアリング先：(株)産業経済新聞社
第 18 回	平成 24 年 10 月 15 日(月) 16:00~18:00	前回までの議論の整理 消費者への注意喚起情報伝達に係る現状と課題について ヒアリング先：消費者庁 消費者安全課 取りまとめの方向性について
第 19 回	平成 24 年 11 月 13 日(火) 10:00~12:00	前回までの議論の整理 医療・介護ベッドの使用にかかる注意喚起の周知度調査結果について 製品回収・リコールに関する消費者アンケート調査について 取りまとめ骨子案について
第 20 回	平成 24 年 12 月 14 日(金) 10:00~12:30	前回までの議論の整理 取りまとめ報告書案について
第 21 回	平成 25 年 1 月 11 日(金) 10:00~12:00	消費者安全専門調査会 取りまとめ報告書案について
第 22 回	平成 25 年 5 月 13 日(月) 15:30~18:15	消費者安全専門調査会の今後の進め方について 食品リコールの現状について ヒアリング先：消費者庁食品表示課 厚生労働省食品安全部監視安全課 東京都福祉保健局健康安全部食品監視課
第 23 回	平成 25 年 6 月 20 日(木) 13:30~15:30	消費者安全専門調査会の今後の進め方について 食品リコールの現状について ヒアリング先：公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 群馬県健康福祉部食品安全局
第 24 回	平成 25 年 7 月 12 日(金) 15:30~18:00	前回までのヒアリング内容の整理 食品リコールの現状について ヒアリング先：イオン株式会社 消費者庁消費者安全課 取りまとめの方向性について意見交換
第 25 回	平成 25 年 7 月 29 日(月) 13:30~15:30	前回までのヒアリング内容の整理 食品リコールの現状について ヒアリング先：農林水産省 消費・安全局表示・規格課 食品事業者団体へのヒアリング結果報告 取りまとめの方向性について意見交換
第 26 回	平成 25 年 8 月 22 日(木) 13:30~16:00	前回までのヒアリング内容の整理 取りまとめ案について
	平成 25 年 8 月 27 日(火) 16:00~	消費者委員会への報告

## 消費者安全専門調査会報告書

平成25年1月29日  
消費者委員会 消費者安全専門調査会

### 消費者安全専門調査会における審議テーマ

平成25年1月  
消費者委員会事務局

#### 消費者事故の未然防止のための方策についての各種検討

テーマは幅広の表題とし、主に下記内容について具体的に調査審議を行う  
消費者事故未然防止のための製品リコール案件等の注意喚起徹底策  
について

#### 第一次消費者安全専門調査会報告書での指摘

リコール開始後6か月以上経過しても回収率が50%に満たず、  
重大製品事故が発生している事例が多くみられる。

**消費者に事故情報等が確実に届き、かつ、消費者の意識・行動を変えるような  
注意喚起が必要**

具体  
事例

「茶のしづく石鹼による  
小麦アレルギー

報道の度に新たに  
被害相談が増加

リコール情報の周知  
徹底がなされていない

消費者安全専門調査会において、消費者に届く注意喚起の在り方、方法に  
ついて調査・審議し、消費者庁、関係各省庁に提言を行ってはどうか

# 1 本報告書における趣旨と優先的に取組を求める主な提言事項

平成25年1月  
消費者委員会事務局

## 趣旨

「消費者基本計画」の消費者政策の重点として、本専門調査会では「消費者事故未然防止のための製品リコール案件等の注意喚起徹底策」について検討を行った。

製品の回収措置に関する情報や注意喚起の情報を的確かつわかりやすく消費者に伝える仕組みの構築、事故の未然防止の在り方について提言を行う。

## 優先的に取組を求める 主な提言事項

消費者庁は、消費者安全法による事故情報通知ルートを活用し、行政機関相互の注意喚起情報発信の強化を図る仕組みを整えること。

消費者庁は、各省庁が独自に持つ情報提供ツールの活用を図り、消費者の属性に適した注意喚起情報を発信すること。また、関係各省庁は消費者庁からの協力要請に積極的に対応すること。

消費者庁は、地方自治体の消費生活センターを注意喚起情報の提供拠点として位置付け、情報の優先順位づけを行い、注意喚起すること。

販売事業者の活用により、消費者へ確実に注意喚起情報の伝達が図られること。

消費者庁は、情報通信技術を活用することにより、消費者庁のリコール情報サイトをリコール情報の総合窓口として機能させるべく、各省庁や独立行政法人のもつリコールサイトと連携を図り、ホームページ、メールサービス等でわかりやすく情報発信すること。

消費者の日常生活における危険認知能力の向上のために、製品安全に係る消費者教育・啓発の一層の充実が図られること。

## 今後の課題

関係行政機関・組織がこの報告書の提言する諸方策の具体化に取り組むことを要望する。

そのほか、消費者委員会において、今後の課題として、リコールへの自主的な取組みのためのガイドラインや国内・国際の規格の策定、法令運用の改善など、リコールの効果を上げる方法について検討し、さらに事業者、行政のそれぞれの責務を定めた包括的な法整備に係る課題についても検討されることを要望する。

3

# 2 本専門調査会における情報周知についての問題意識

平成25年1月  
消費者委員会事務局

## リコール未対策品による重大製品事故の発生状況

製品名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
石油給湯機	42	29	24	29	11
石油ふるがま	2	9	8	1	7
石油ストーブ	0	1	4	11	9
電気こんろ	45	30	10	8	13
電子レンジ	8	16	14	17	8
電気ストーブ	5	8	9	11	10
エアコン	3	5	8	9	5
ガスふるがま	8	5	2	4	1
電気洗濯乾燥機	1	4	4	1	2
電気洗濯機	2	1	1	1	7
自転車用幼児座席	0	0	0	8	5
その他	31	37	29	41	47
計	147	145	113	141	125
重大製品事故報告件数総計	1,190	1,412	1,172	1,141	1,169

事故件数全体は減少傾向にはなっていない。

年間100件を超える重大製品事故が継続して発生。

重大製品事故全体の1割強を占めている。

消費者にリコール情報が行き届かず、又は、消費者が情報を得てもその重大性が伝わらず、何も行動を起こさずに、結果、生命・身体に関する事故が発生している状況が見られる。

これらの事故は、情報が隔ずみまで、また、内容が的確に届いて適切に対応できていれば、防ぐことができたであろうと考えられる。

消費者の誤使用や不注意が原因と思われる事故も発生しているが、その中には、注意喚起が行き届き、その内容が理解されて対応していれば、防ぐことができたであろう事故も多く見受けられる。

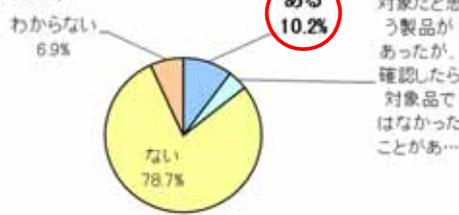
4

### 3- 製品回収、注意喚起にかかる情報周知の調査結果

平成25年1月  
消費者委員会事務局

#### 「製品回収・リコールに関する消費者アンケート調査」結果（平成24年10月消費者委員会）

[Q1]過去5年以内に、ご自身またはご家庭で所有されている製品(自動車、食品を除く)が回収の対象になったことはありますか？  
(n=2988)



対象だと思  
う製品が  
あったが、  
確認したら  
対象品で  
はなかった  
ことがあ...

- ・ 過去5年以内の製品回収・リコール経験は10.2%。
- ・ その内、製品別では、燃焼器具以外の家電製品が57.4%。
- ・ 回収情報の入手方法は、新聞社告、メーカーからの連絡、販売店からの連絡の順に多く、販売店からの連絡合計は17%。

[Q3-2]回収を行っていることをどのようにして知りましたか？それぞれについてあてはまるものをお選びください。【複数回答可】[燃焼器具以外の家電製品]  
(n=247)



5

### 3- 製品回収、注意喚起にかかる情報周知の調査結果

平成25年1月  
消費者委員会事務局

文化庁調査  
『平成21年度「国語に関する世論調査」の結果について』

#### 新聞を読む頻度の変化 (平成18年度調査との比較)

読む(計)		読まない(計)		分からない
よく読む	時々読む	余り読まない	全く読まない	
75.8% [79.4%]		24.1% [20.6%]		0.1% [-]
55.1% [54.8%]	20.7% [24.7%]	14.4% [13.3%]	9.8% [7.3%]	

[])内は平成18年度調査

- ・ふだん新聞を「よく読む」、「時々読む」と答えた人の合計は、平成18年度調査:79.4%から平成21年度調査:75.8%と3.6ポイント減少。
- ・その他、年代別に10代後半から20代、30代において新聞を読まない人の増加が指摘されている。

平成18年内閣府国民生活局調査結果と  
平成24年消費者委員会調査の比較

#### 消費者による危険のある製品回収情報の入手状況

年度	平成18年 (郵送調査)	平成24年 (Web調査)
N	947	2988
出来ていると思う	16.7%	3.8%
どちらかというと出来ていると思う	49.4%	39.7%
どちらかというと出来ていないと思う	22.5%	37.8%
出来ていないと思う	5.3%	14.3%
わからない	5.5%	4.4%

- ・身体・生命・財産を損ねる危険のある製品に関する情報について、必要な情報を入手できているかという質問に対し、「出来ていると思う」、「どちらかというと出来ていると思う」と回答した者の合計が、平成18年:66.1%、平成24年:43.5%に減少。

今後、新聞による情報発信に頼ったまま、新聞を読まない消費者が増加していくと、リコールや注意喚起の情報が、消費者へさらに届きにくくなる事が考えられる。

6



## 5 優先的に取組を求める主な提言事項

平成25年1月  
消費者委員会事務局

各省庁を通じての情報周知

### 現 状

国・事業者が注意喚起を公表しても、情報が行き届かず、事故が継続している事例もある。

消費者安全法により事故情報を通知するルートがあるが、現在は情報収集という一方通行の流れになっている。

行政機関はそれぞれ既に情報を伝えるためのツールを持っており、情報発信において、省庁間の連携が可能。

### 対応策

消費者安全法により事故情報を収集するためのルートを、情報発信のルートとしても活用できるように双方向の流れとする体制を整備し、広く多様なルートを活用し、情報発信の強化を図ることが情報周知策として有効である。

関係各省庁独自に持っている情報提供のツールや媒体の把握に努め、消費者の属性に応じて、そのツールに伝えるべき情報の掲載や紹介を積極的に求め、関係各省庁は、その協力要請に積極的に対応することが必要である。

9

## 5 優先的に取組を求める主な提言事項

平成25年1月  
消費者委員会事務局

地方自治体を通じての情報周知

### 現 状

地方自治体によっては、製品リコールに係る情報発信を行う部署が明確になっておらず、製品のリコール情報を含む注意喚起情報が消費者に十分周知されていない状況が見受けられる。

情報の重要度合が判断できず、情報発信が簡単な取り扱いに留まっている例も見られる。

### 対応策

消費者庁は、消費者安全法第10条において設置が規定されている消費生活センターを、安全に係る情報伝達を扱う部門として、地方の情報提供の拠点とする位置づけを図り、情報を伝達していく必要がある。

10

## 5 優先的に取組を求める主な提言事項

平成25年1月  
消費者委員会事務局

事業者等を通じての情報周知

### 現 状

リコール対象製品を購入した消費者の情報は、製造・輸入事業者よりも販売事業者がより多くの情報を保有していることが多い。

製造事業者がリコール開始後、情報発信と周知の取組を増やしていても、回収率が連動して上がってはいない。

### 対応策

販売事業者に対し、リコール対象製品を購入した消費者への情報通知をより強く求めて行くことが極めて重要な対策と考えられる。

その上で、実態をより調査し、リコール対象製品を購入した消費者へ情報を提供する義務の具体的かつ効果的な実施方法について検討を行うことが重要である。

11

## 5 優先的に取組を求める主な提言事項

平成25年1月  
消費者委員会事務局

リコール情報サイトの充実による  
総合窓口化の推進

### 現 状

平成24年4月、所管の行政機関が個別公表していたリコール情報を一元的に公表する消費者庁のリコール情報サイトが開設。

現在のリコール情報サイトは、各省庁のホームページから公表資料を引用して掲載されている。

消費者委員会調査結果によると、「行政機関の製品回収などの情報提供サイト」を知らないと回答した者は83.4%。

### 対応策

消費者庁のリコール情報サイトを行政中でのリコール情報におけるポータルサイトとなることを目指して内容を充実し、また、継続的に周知を行うべきである。

他の行政機関のリコール情報のホームページとの連携、リンク等や、各自治体のホームページへのリンクを依頼するなどが有効と考えられる。

事業者からの情報提供が増えるような働きかけ、リコール対象製品の写真や図表等の掲載、その他、検索機能の強化、表示機能の改善など、より分かりやすくする必要はある。

12

製品安全に係る消費者教育の充実

現 状

リコール情報を含む注意喚起情報が届いていながら、自ら行動して回収に応じていない、対策を講じていない消費者が少なからず存在している。

従来、製品安全に係る消費者教育は十分になされていないと思われる。

平成24年8月に消費者教育推進法が成立し、情報を得た消費者が自立して、自らの安全のために行動する重要性が指摘されている。

対応策

消費者が製品を取り扱う上で、その基本的な取扱い方、さらには取扱い上の注意点をしておくことが重要である。

そのために、日常生活における危険認知能力の向上のためにも、製品安全に係る消費者教育・啓発の一層の充実が必要である。

# 食品リコールの現状に関する整理

2013年8月

消費者委員会 消費者安全専門調査会

## 1. はじめに

消費者委員会消費者安全専門調査会は、平成25年1月に「消費者事故未然防止のための製品リコール案件等の注意喚起徹底策」についての報告書をまとめた。

報告書は、消費生活用製品の回収措置に関する情報や注意喚起の情報を的確かつわかりやすく消費者に伝える仕組みの構築、事故の未然防止のあり方についてまとめたもので、リコール過程の全般を検討対象とはしていない。また、消費生活用製品に力点を置いており、食品、市販医薬品、自動車、製品以外の設備・施設・役務など全体をカバーするものとはなっていない。

前回の取りまとめに関する審議の後半では、リコール全般にかかる法的整備についての意見も出されており、前提作業として全体の状況を整理しておく必要があった。

そこで、短期間ではあるが、食品分野について関係者ヒアリングを実施し、現状を整理しておくこととした。

## 2. リコールの考え方

リコールについては、法律で定められた明確な定義はないが、広義には、危害を最小限にするために必要な是正措置のすべてを指すものと考えられる。

もっとも狭義には、消費者の手元にあるものでの事故の発生を防止するため、事業者等が無料で交換や修理・回収等をなすことである。

### <参考>

消費生活用製品のリコールハンドブック2010（経済産業省）

本ハンドブックにおいて「リコール」とは、広義にとらえ消費生活用製品による事故の発生及び拡大可能性を最小限にするための事業者（製造事業者、輸入事業者、流通事業者、販売事業者）による対応をいいます。具体的には、  
製造、流通及び販売の停止 / 流通及び販売段階からの回収  
消費者に対するリスクについての適切な情報提供  
類似事故未然防止のために必要な使用上の注意等の情報提供を含む消費者への注意喚起  
消費者の保有する製品の交換、改修（点検、修理、部品の交換等）又は引取り  
を実施することをいいます。

（消費生活用製品のリコール社告の記載項目及び作成方法（JIS S 0104））

リコールとは、次の事項を実施することをいう。

- ・類似事故未然防止のために必要な使用上の注意などの情報提供を含む消費者への注意喚起
- ・消費者の保有する製品の回収、交換、改修（点検・修理など）又は引取り
- ・流通及び販売段階からの回収

消費者製品リコールに関する供給者向けガイドライン ISO10393（2013年4月発行）

「リコール」は、実際に製品を回収するリコールに加えて、部品交換や修理、更に返金や消費者への告知などのその他の対応も含まれると定義。

### 3 . 食品リコールの考え方

食品のリコールには、食品関連法令に基づくりコールと法令に基づかないリコール（事業者による自主リコール）がある。

#### （1）食品関連法令に基づくりコール【参考資料2】

食品の衛生、安全については食品衛生法が規定している。食品衛生法第54条には廃棄命令等の規定として、「厚生労働大臣又は都道府県知事は、営業者が第6条、第9条...に違反した場合においては、...その食品...を廃棄させ、又はその他...食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずることができる」と定めている。

食品の表示に関しては主にJAS法、食品衛生法で規定しているが、表示違反において回収命令の規定はない。（JAS法は、違反表示について改善命令、指示などの行政処分等が実施できる。）

厚生労働省ホームページ「食品衛生法に違反する食品の回収情報」に輸入食品の回収事例が掲載されており、その数は、2013年1月から2013年8月まで21件である。

なお、食品表示法（平成25年6月成立・公布。2年以内に施行）においては、第6条第8項で、表示基準違反で生命又は身体に対する被害が発生するような危険がある場合は、消費者庁において回収その他必要な措置をとるべき命令、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部を停止すべき命令を発しうるものとしている。

なお、食品関連法令は、厚生労働省、農林水産省、消費者庁等に所管があり、法執行の主体としては地方自治体の保健所や農政局と多くの関係機関が存在する。

#### （2）食品関連法令に基づかないリコール

食品衛生法等関連法令に違反、若しくはそのおそれがある場合や、健康に悪影響を及ぼすおそれがある場合、さらには、コンプライアンスや企業のブランドイメージといった社会性の観点から、製造事業者等は自らの判断で、自主的に消費者からその食品等を回収したり、返金等をしたりが行われている。

農林水産消費安全技術センター（FAMIC）によると、平成24年度の食品自主回収件数は920件、その内訳は、「表示不適切」が過半数あるものの、「品質不良」や「異物混入」がそれぞれ1割弱あり、「規格基準不適合」も2割弱となっている。【参考資料

4】

都府県、市によっては、自治体による自主回収報告制度【参考資料5】が条例で制定されており、自主リコールを行う事業者は、この制度に沿って必要な情報を自治体へ報告し、消費者に公開している。

## 4．食品リコールの現状（実態）

### （１）食品の不具合や異常に関する情報収集の体制

食品リコールを実施する端緒となる不具合情報は、どのように入ってくるか、ヒアリング等により情報の流れを確認した。

事業者の場合、設置しているお客様窓口等に消費者から直接入ってくる場合や、消費者から申し出を受けた販売・流通事業者からの情報提供がある。

行政の場合、食品衛生法に基づき保健所の監視員が収去検査などを行い、違反を確認した場合、関係省庁へ通知される。また、農政局のＪＡＳ法に基づくモニタリング調査・分析によるものがある。

また、健康危害が発生した事例は、消費者本人もしくは医療機関から直接保健所へ入ってくる。

輸用品では、検疫所におけるモニタリング検査も実施している。

### （２）食品の自主リコールの判断基準の現状

食品の自主リコール実施を判断する要素としては、標準的な判断基準はなく、各々の要素について検討し、案件毎に判断されているのが現状である。

#### 健康危害の程度

- 1)不衛生等で食中毒等重篤な健康危害が発生するおそれのある食品は回収される。
- 2)アレルゲンの表示漏れは、アレルギー体質の消費者にとっては、重篤な健康危害があるため、迅速な情報周知と回収がされている。

#### 法令への抵触性

- 1)農薬の残留基準値、食品添加物の使用基準値を超えた場合、直ちに健康危害がなくとも法令違反であるため回収している。
- 2)誤って消費・賞味期限を本来の日付よりも長く記載してしまった場合や、期限を存在しない日付を記載してしまった場合は、製品そのものの安全性が確保されていても法令違反であるため回収している。

原材料/原産地の誤表記や原材料の重量割合による記載順序ミス等による回収もある。

- 3)異物混入が確認できたものは、法令違反がない場合でも回収している。

#### 発生件数、発生時の態様

同一ロット内での異常の申し出の数や発生率、発生しているロットの範囲の情報を基に判断している。また、不具合が顕著化した時期と消費・賞味期限との関係、保管倉庫や店頭での在庫量もリコール実施の判断に影響する。

## 社会的影響

上記の他に、コンプライアンスや企業のブランドイメージといった社会性も判断要素とするケースもある。

### (3) 食品リコールの周知方法と回収方法

食品リコールは、前述のとおり、食中毒等の重篤な健康危害が発生するものや、軽微な印刷ミスによるものまで幅広い理由で行われている。また、対応方法もさまざまで、返金、代替品提供などの対応が主になされている。

リコール実施主体である事業者が行う消費者への告知方法は、社告（新聞社告）、記者会見、自社ホームページ掲載、店頭でのPOP告知等がある。また、自治体による自主回収報告制度を利用し、自治体や厚生労働省のホームページ、消費者庁のリコール情報サイト等からも情報を周知させている。

食品衛生法の残留基準値以上の農薬が検出された食品の自主回収の事例では、社告、店頭告知や自社ホームページ等による情報周知を行ったものの、回収率にはバラツキがあり、健康被害がないものは回収率が低い。【参考資料6】

消費者団体が食品の自主回収について、健康危害の有無、法令違反の有無の二つを軸に調べたところ、健康危害のないものでも回収されているものも多く含まれ、さらに健康被害も法令違反もない場合でも、事業者が回収をする事例もあった。【参考資料7】

### (4) 食品リコールの終了・再発防止

#### 終了時期

食品リコールの終了時期は、一般的には消費・賞味期限を目安としているのが現状である。

自治体の自主回収報告制度の場合は、自治体によっては、自治体への終了報告の際、回収率や打ち切る理由など届け出を求めているところもある。

#### 再発防止に向けた取り組み

再発防止に向けた取り組みについては、行政（食品衛生法）による回収命令の場合は、命令後には、保健所による立ち入り検査が追加実施され、必要があれば改善命令が出される。

また、自治体の自主回収報告制度では、報告書に「再発防止のために講じた措置等」を記載することになっており、再発防止に重点を置いている。（必須記入項目としてない自治体もある）。

## 5 . 消費者安全専門調査会における分析

食品リコールの現状調査内容を踏まえ、以下のとおり課題を整理した。

### ( 1 ) 食品リコールの特性

- ・健康危害を引き起こすおそれがあることから、その回収には迅速性と徹底性が要求される。
- ・食品は短期で消費されてしまうものが多いため、回収の周知から終了判断に要する時間はおおむね短い。
- ・健康危害の現れ方は、個人の体質や体調、感受性の違いにより、影響の程度が一定ではないことから、原因の特定が難しい。
- ・とりわけ、アレルギーの健康危害は、重篤であるのでアレルギー対応には万全の体制が必要である。
- ・製造段階だけでなく、流通、販売、家庭それぞれの段階での原因によるリコールが発生しうるため、個別判断・対応が多い。
- ・消費生活用製品のリコールとの共通性でいえば、消費者への情報周知が課題である。

### ( 2 ) 食品リコールの現状

- ・食品の不具合や異常に関する情報を一元的に管理している機関の存在は、確認できなかった。
- ・リコールには多大なコストもかかることから、小規模、零細事業者には負担が大きい。したがって自主リコールは、企業によって対応にバラツキが生じている恐れもある。
- ・また、自主リコールの場合は、事業者から相談を受けた行政の対応も統一的なものになっているか不明な点もある。
- ・食品の特性から、事故との因果関係の特定に時間を要したりするので、リコールの充実だけで、消費者を事故から十分に守ることは難しい。
- ・健康危害の原因を究明し、再発防止につなげるには、個別の事案の再発防止だけでなく、情報収集体制やリコール実施体制、H A C C P の仕組みの導入等が有効という指摘もあった。

なお、食品の安全を実現するためには、食品リコールだけに頼るのではなく、これらの製造事業者の生産時、出荷前の安全対策の他、流通・消費段階での安全対策と総合的に取り組むことが有効であると考える。

## 6 . おわりに

リコールの定義は、狭義には、消費者の手元にあるものでの事故の発生を未然に防止するため、事業者等が無料で交換や修理・回収等をなすことであり、消費生活用製品、食品、市販医薬品、自動車、消費生活用製品以外の設備・施設・役務など全体を対象とするものである。

本調査会では、平成25年1月にとりまとめた「消費者事故未然防止のための製品リコール案件等の注意喚起徹底策」報告書において、「消費生活用製品」のリコール情報の発信、事故の未然防止の在り方等に力点をおいていたことから、食品分野についてもヒアリングを中心に現状調査を実施することとした。

その結果、食品は、比較的短期間（消費・賞味期限内）に消費されてしまうことや、個体差（体質や体調等）があるため事故との因果関係の特定に時間を要したりする等の特殊性を踏まえ、事故の拡大防止・未然防止を図るより効果的なリコールのあり方について、以下の検討が必要と考えられる。

- ・ 事故情報・不具合情報の一元的収集体制の整備。
- ・ 健康危害の度合いによるリコールの判断基準、実施方法、実施主体等の明確化と迅速性の確保。
- ・ 食品表示法に、安全性に重要な影響を及ぼす場合には回収命令の規定が入ったことを受け、施行令（政令）、府令、ガイドライン等における回収規定の整備の必要性。

なお、調査の過程において、食品は重大事故がいったん発生してしまうと、リコールだけでは、上記の食品の特殊性から、消費者を食品事故から十分に守ることが難しいことが考えられることから、再発防止も含めた「食の安全」という観点からの総合的な取り組みの強化が必要であると考えられる。

また、リコールへの自主的な取り組みのためのガイドラインや国内・国際規格の策定、法令運用の改善などのリコールの効果を上げる方法の検討、さらに、事業者、行政のそれぞれの責務を定めた包括的な法整備に係る課題についても、引き続き検討することを要望する。

以上

## 消費者委員会 公共料金等専門調査会設置・運営規程

平成24年11月13日

消費者委員会決定

(総則)

第1条 消費者委員会(以下、「委員会」という。)の公共料金等専門調査会の設置、所掌事務、議事録の作成及び会議等については、この規程の定めるところによる。

(専門調査会の設置)

第2条 委員会に公共料金等専門調査会(以下「専門調査会」という。)を置く。

2 専門調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。

3 専門調査会には座長を置き、専門調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、専門調査会の事務を掌理する。

4 座長に事故があるときは、専門調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(専門調査会の所掌)

第3条 専門調査会は、委員会の求めに応じて、公共料金等に関する重要事項について調査審議する。

(調査会の設置)

第4条 座長は、必要に応じて、委員会の同意を得て専門調査会に調査会を置くことができる。

2 調査会は、専門調査会が行う調査審議に関し、必要な専門的事項を調査審議し又は検討する。

3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。

4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、当該調査会の事務を掌理する。

5 調査会の座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事録の作成)

第5条 専門調査会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した構成員の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

(審議の公開)

第6条 専門調査会の開催予定に関する日時・開催場所等については、公開する。

2 専門調査会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。

3 前項の規定により座長が会議を非公開とすることを認めた場合は、専門調査会はその理由を公表する。

4 会議の議事録については、第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。

5 第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

(専門調査会の会議)

第7条 座長(座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。)は、専門調査会の会議を招集し、その議長となる。

2 専門調査会に属さない委員は、あらかじめ座長に届け出ることにより、専門調査会に出席することができる。

(消費者庁の協力)

第8条 専門調査会は、調査審議に当たって、消費者庁の協力を得る。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

(準用)

第10条 第5条、第7条各項、第8条及び前条の規定は、調査会について準用する。

この場合において、これらの規定中「専門調査会」とあるのは「調査会」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成24年11月13日から施行する。

平成 24 年 12 月 7 日

## 家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会の設置について

消費者委員会

公共料金等専門調査会座長 古城 誠

消費者委員会公共料金等専門調査会設置・運営規程第 3 条に掲げる事項について、専門調査会の調査審議を行うため、同規程第 4 条第 1 項に基づき、下記のとおり、調査会を設置する。

### 記

#### 1．設置する調査会の名称

家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会

#### 2．設置の理由

公共料金等専門調査会が消費者委員会公共料金等専門調査会設置・運営規程第 3 条に掲げる事項について調査審議する場合において、家庭用電気料金の値上げ認可申請がなされた電気事業者に対して消費者の視点から申請内容の検証を行うため。

#### 3．調査会の所掌

電気事業者による家庭用電気料金の値上げ認可申請について、決定過程の透明性及び消費者参画の機会の確保が十分なされているか、消費者の理解を得られるよう説明がなされているか、といった視点から申請内容の検証を行う。

平成 24 年 12 月 7 日

## 家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会の公開について

消費者委員会公共料金等専門調査会

家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会座長 古城 誠

消費者委員会公共料金等専門調査会家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会における活動状況、議事等については、下記のとおり、定めるものとする。

### 記

#### 1．調査会の活動状況の公開について

調査会の開催予定に関する日時、開催場所等については、公開する。

#### 2．議事の取り扱いについて

本調査会は、会議及び議事録は、原則として公開するものとし、議事要旨については、調査会開催後、速やかに公開する。

ただし、個別の企業機密や個人情報に関わる事項については、座長の判断の下、非公開とする。

## 消費者委員会 公共料金等専門調査会 委員名簿

平成25年4月1日現在

	氏名	所属
(座長)	1 古 城 誠	上智大学法学部教授
(座長代理)	2 井 手 秀 樹	慶應義塾大学商学部教授
	3 小 塩 隆 士	一橋大学経済研究所教授
	4 蟹 瀬 令 子	レナ・ジャパン・インスティテュート株式会社 代表取締役
	5 古 賀 真 子	特定非営利活動法人日本消費者連盟共同代表
	6 白 山 真 一	公 認 会 計 士
	7 橋 本 智 子	一般社団法人北海道消費者協会会長
	8 松 村 敏 弘	東京大学社会科学研究所教授
	9 矢 野 洋 子	東京消費者団体連絡センター事務局長
	10 山 内 弘 隆	一橋大学大学院商学研究科教授

以上10名

なお、消費者委員会の小幡純子委員、細川幸一委員、山口広委員が、公共料金等専門調査会の担当委員として、調査審議に参画する。

## 家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会 委員名簿

平成25年4月1日現在

(座長)	こじょうまこと 古城 誠	上智大学法学部教授
(座長代理)	いでひでき 井手 秀樹	慶應義塾大学商学部教授
	おしおたかし 小塩 隆士	一橋大学経済研究所教授
	かにせれいこ 蟹瀬 令子	レナ・ジャポン・インスティテュート株式会社代表取締役
	こがまさこ 古賀 真子	特定非営利活動法人日本消費者連盟共同代表
	しらやましんいち 白山 真一	公認会計士
	はしもとともこ 橋本 智子	一般社団法人北海道消費者協会会長
	やのようこ 矢野 洋子	東京消費者団体連絡センター事務局長

以上8名

なお、消費者委員会の小幡純子委員、細川幸一委員、山口広委員が、公共料金等専門調査会の担当委員として、調査審議に参画する。

## 公共料金等専門調査会議事一覧

## 第1回 平成24年12月11日(火)

1. 家庭用電気料金値上げ認可申請に関する調査会の設置について
2. 公共料金等専門調査会の今後の進め方について
3. その他

## 第2回 平成25年2月22日(金)

1. 消費者基本計画の検討・取組について
2. 公共料金等所管省庁へのヒアリングについて
  - (1) 経済産業省(電気)
  - (2) 経済産業省(ガス)
  - (3) 総務省(郵便)

## 第3回 平成25年3月4日(月)

1. 公共料金等所管省庁へのヒアリングについて
  - (1) 国土交通省(鉄道)
  - (2) 国土交通省(バス)
  - (3) 国土交通省(タクシー)
  - (4) 総務省(固定電話等)
  - (5) 財務省(たばこ)

## 第4回 平成25年4月26日(金)

1. これまでの議論の整理について

## 第5回 平成25年5月30日(木)

1. これまでの議論の整理について

## 第6回 平成25年6月25日(火)

1. 公共料金等専門調査会報告(案)について

## 家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会議事一覧

### 第1回 平成24年12月11日(火)

#### 1. 審議事項

- (1) 資源エネルギー庁から家庭用電気料金の値上げ認可申請内容についてヒアリング
  - (2) 関西電力株式会社から家庭用電気料金の値上げ認可申請内容についてヒアリング
  - (3) 九州電力株式会社から家庭用電気料金の値上げ認可申請内容についてヒアリング
- #### 2. その他

### 第2回 平成25年1月24日(木)

#### 1. 電気料金値上げ認可申請に係る消費者へのヒアリングについて

- (1) 電気供給区域の消費者団体からのヒアリング
  - (2) 消費者庁による「電気料金値上げ認可申請に関する意見交換会」の結果報告について
- #### 2. 電気料金値上げ認可申請の内容に係る委員からの質問事項について
- #### 3. 消費者庁作成「チェックポイント(案)」について

### 第3回 平成25年3月13日(水)

#### 1. 査定方針案の経済産業省ヒアリングについて

2. 電気料金値上げ認可申請に関する意見交換会(福岡・大阪)の報告について

### 第4回 平成25年3月18日(月)

1. 調査会意見の取りまとめに向けて

### 第5回 平成25年4月8日(月)

#### 1. 関西電力及び九州電力の認可申請に係る電気料金審査の経緯について

2. 東北電力及び四国電力の電気料金値上げ認可申請の内容についてのヒアリング

### 第6回 平成25年4月26日(金)

#### 1. 電気料金値上げ認可申請に関する意見交換会について

2. 電気料金値上げ認可申請の内容に係る質問事項について

### 第7回 平成25年5月24日(金)

#### 1. 東北電力・四国電力へのヒアリング(委員からの質問事項への回答)

2. 消費者庁作成「チェックポイント(案)」の検討

### 第8回 平成25年5月30日(木)

1. 東北電力・四国電力のチェックポイントについて

2．北海道電力の電気料金値上げ認可申請の内容についてのヒアリング

第9回 平成25年6月25日(火)

- 1．電気料金値上げ認可申請に関する意見交換会について
- 2．北海道電力へのヒアリング(委員からの質問事項への回答)
- 3．消費者庁作成「チェックポイント(案)」の検討

第10回 平成25年7月26日(金)

- 1．査定方針案の経済産業省ヒアリングについて
- 2．電気料金値上げ認可申請に関する意見交換会(仙台・高松)の報告について

第11回 平成25年7月31日(水)

- 1．査定方針案の経済産業省ヒアリングについて
- 2．電気料金値上げ認可申請に関する意見交換会(札幌)の報告について

# 公共料金等専門調査会報告の概要

平成25年7月

## ○本報告の位置づけ

⇒消費者基本計画(施策番号67-2②③※)の進捗を踏まえてとりまとめたものであり、これまでの専門調査会での議論等から得られた課題を示したもの。

{ : 公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保、 : 料金妥当性を継続的に検証する方法の検討と実施 }

## ○取り組むべき課題と検討すべき論点

### 消費者参画の実質的な確保に向けた課題

{ 消費者委員会が、所管省庁の取り組みをフォローアップ }

( 電気料金を参照すべき先行事例と位置づけ )

- ・審査要領や料金改定申請を専門的・中立的に検討・審議するため、その場合は、関係分野の専門知識を有する外部有識者<sup>1</sup>を中心として構成。原則公開とし透明性を確保。
- ・また、その場で、消費者が直接意見を表明できる機会の確保が必要。
- ・公聴会や消費者の意見聴取会を原則開催。
- ・消費者庁は、料金改定認可手続きでの所管省庁との協議の際、所管省庁の上記取組み状況を検証。
- ・国民生活上重要な公共料金について<sup>2</sup>、消費者委員会の議論を経て消費者庁は、検証ポイントを作成し、所管省庁は、それへの考え方を公表。等

### 料金の適正性の確保に向けた論点

{ まずは、消費者委員会自ら事実関係や検討に資する材料を整理、消費者庁を含む関係省庁が積極的協力 }

- ・料金妥当性の継続的な検証の在り方についての検討(指標の設定や検証の頻度等)。
- ・総括原価方式における事業報酬算出の在り方についての検討。
- ・現世代消費者と将来世代消費者間の費用負担の在り方についての検討(インフラ維持費用等)。
- ・公共料金政策の国際比較についての検討(諸外国での自由化に至るまでの間の料金規制における消費者への配慮等)。

- 1 : 学識者、公認会計士、弁護士、実務者、消費者問題に精通した者(例えば消費者団体関係者等)を想定。
- 2 : 物価問題に関する関係閣僚会議への付議されるものを想定。

決定過程の透明性、消費者参画の機会、料金の適正性を、一層確保

## 消費者委員会 地方消費者行政専門調査会 設置・運営規程

平成 21 年 12 月 21 日  
平成 25 年 3 月 12 日改訂  
消費者委員会決定

## ( 総則 )

第 1 条 消費者委員会(以下、「委員会」という。)の地方消費者行政専門調査会の設置、所掌事務、議事録の作成及び会議等については、この規程の定めるところによる。

## ( 専門調査会の設置 )

第 2 条 委員会に地方消費者行政専門調査会(以下「専門調査会」という。)を置く。

- 2 専門調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 3 専門調査会には座長を置き、専門調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、専門調査会の事務を掌理する。
- 4 座長に事故があるときは、専門調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

## ( 専門調査会の所掌 )

第 3 条 専門調査会は、委員会の求めに応じて、地方消費者行政に関する重要事項について調査審議する。

## ( 調査会の設置 )

第 4 条 座長は、必要に応じて、委員会の同意を得て専門調査会に調査会を置くことができる。

- 2 調査会は、専門調査会が行う調査審議に関し、必要な専門的事項を調査審議し又は検討する。
- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、当該調査会の事務を掌理する。
- 5 調査会の座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

## ( 議事録の作成 )

第 5 条 専門調査会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- 一 会議の日時及び場所

- 二 出席した構成員の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

( 審議の公開 )

第6条 専門調査会の開催予定に関する日時・開催場所等については、公開する。

- 2 専門調査会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。
- 3 前項の規定により座長が会議を非公開とすることを認めた場合は、専門調査会はその理由を公表する。
- 4 会議の議事録については、第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。
- 5 第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

( 専門調査会の会議 )

第7条 座長( 座長に事故があるときはその職務を代理する者 以下同じ。 ) は、専門調査会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 専門調査会に属さない委員は、あらかじめ座長に届け出ることにより、専門調査会に出席することができる。

( 雑則 )

第8条 この規程に定めるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

( 準用 )

第9条 第5条から前条までの規定は、調査会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門調査会」とあるのは「調査会」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成21年12月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年3月12日から施行する。

**消費者委員会 地方消費者行政専門調査会  
委員名簿**

(座長)	宇賀克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
(座長代理)	沼尾波子	日本大学経済学部教授
	池田芳隆	人吉市消費生活センター次長
	池本誠司	弁護士
	小林達子	仙台・みやぎ消費者支援ネット前代表理事
	竹中健司	埼玉県県民生活部消費生活課長
	仲條知子	旭市役所商工観光課主査
	吉川萬里子	公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長
	吉富崇子	NPO法人消費者ネットやまぐち副理事長

以上9名(平成25年7月11日現在)

なお、消費者委員会の稲継裕昭委員、吉田直美委員が、地方消費者行政専門調査会の担当委員として、調査審議に参画した。また、消費者庁地方協力課及び国民生活センターが、オブザーバーとして出席した。

以下の各氏が、下記の期間中、専門調査会の委員として在任していた。

上原 満 埼玉県県民生活部消費生活課長(当時) (平成25年3月25日～同年3月31日在任)

丹野 美絵子 公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長(当時)

(平成25年3月25日～同年6月7日在任)

## 地方消費者行政専門調査会 審議の経過

第14回 平成25年3月28日(木)

(議題)

第二次地方消費者行政専門調査会の進め方  
地方消費者行政の現状

第15回 平成25年4月25日(木)

(議題)

地方消費者行政の現状分析  
地方消費者行政が維持すべき最低限のサービス内容・水準のあり方

第16回 平成25年5月16日(木)

(議題)

基礎自治体の体制面での主要課題の整理  
基礎自治体の役割と体制面での選択肢の検討

第17回 平成25年6月13日(木)

(議題)

基礎自治体の役割と体制面での選択肢の検討  
基礎自治体支援 [ 都道府県の役割 ]

第18回 平成25年6月28日(金)

(議題)

国・都道府県・基礎自治体の役割分担について  
専門調査会報告書のとりまとめに向けて

第19回 平成25年7月11日(木)

(議題)

消費者教育の推進に関する基本的な方針について  
専門調査会報告書のとりまとめに向けて

市町村の消費生活相談体制整備の状況と課題

相談窓口等は着実に整備されてきたが、内容面での充実は緒についたばかり。今後は、その質の向上に向けた取組の強化が必要

・全国1,742カ所の市町村のうち、93.2% (1,623カ所)では、「センター」または「窓口」を設置  
 ・うち、広域連携等の「広域対応」により対応しているのは全体の9.0%  
 ・小規模市町村ほど「窓口単独設置」、「未設置」の割合が高い



消費生活相談窓口の体制

・消費生活相談員が未配置の市町村が全体の4割強  
 ・消費生活相談員が1人しか配置されていない市町村が全体の2割強  
 ・有資格者が配置されていない市町村が全体の6割弱  
 ・小規模市町村ほど相談員の配置率が低い



消費生活相談員の状況

・消費者行政を専任で行う職員が配置されている市町村数は全体の1割強  
 ・消費者行政を兼任で行う職員のうち、事務ウエイト10～40%の兼務職員が8割強  
 ・小規模市町村ほど専任職員配置率が低い



消費者行政担当自治体職員の状況

市町村における消費者行政の体制整備を巡る優先課題と方策

【優先課題1】小規模市町村の消費者行政体制底上げ

特に小規模市町村において、将来にわたり自立して消費生活相談窓口機能を維持・継続していくための方策を探る必要

- 方策
- (1) 広域連携の推進
    - ・広域連携の推進のための分かりやすい実例の提供と共有
    - ・基金活用の周知
    - ・周辺市町村の主体性維持(啓発機能等の維持)への働きかけ
  - (2) 「よろず相談窓口」の機能強化

住民が「どこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制」を実現し、それを維持・継続していくための優先課題

【優先課題2】地域力強化による地方消費者行政の体制強化

消費者教育推進法の制定を契機に、消費者行政全体の「地域力」を強化

- 方策
- (1) 庁内連携の推進
    - ・「教育、社会参画との連携型」、「福祉・安全分野との連携型」、「生活包括支援型」、など地域の実情に応じた連携の推進
  - (2) 官民連携の推進
    - ・分かりやすい事例集の整備・普及
    - ・地域リーダーや講師養成のための研修・情報提供
    - ・交流の場の設定



【優先課題3】消費者行政担当の地方自治体職員に対する支援策

消費者行政担当職員が、その在任期間において、職責を最大限に発揮できるようにするため、国や都道府県による支援策の在り方の検討が必要

- 方策
- (1) 研修の強化
    - ・消費者行政担当職員に対する研修機会の提供(連携推進の事例等)
    - ・未経験職員を対象とした体系的職員研修メニューのひな形作成 等
  - (2) その他
    - ・職員のための情報共有の場、初任者への基礎的情報の提供
    - ・消費者行政に係る人員の強化の実現に向けた、国から地方自治体の首長等に対する働きかけ

今後検討すべき課題について

- (1) 国、都道府県、市町村の役割分担・連携協力について 具体的役割分担の在り方は、第三次消費者委員会における検討課題
- (2) 国による財政支援等の在り方について 引き続き国による安定した財政措置の継続について、最大限の努力が必要。一般準則の効果の検証も必要